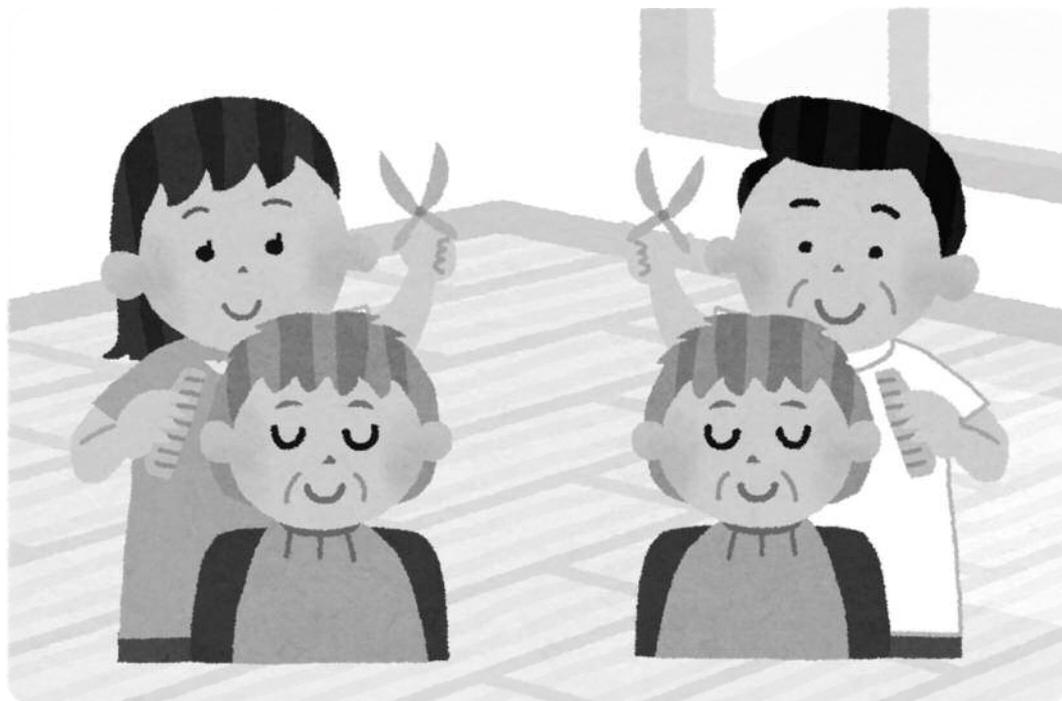


東松山市訪問理美容サービス事業概要 (事業者用)



※用語

登録事業者・・・店舗、事業所で市に登録したもの

登録従事者・・・店舗に所属する理・美容師で、市に登録した者

【対象者（利用者）】

市内に住所を有する要介護2以上で、外出困難な65歳以上の在宅高齢者。

ただし、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームに入所・入居している者は対象外です。

【事業の実施】

利用者の自宅を登録従事者が訪問し、頭髪の刈込み・カット等を行います。

【費用負担】

市は出張費として、1回（利用券1枚）につき2,000円を負担します。

ただし、登録事業者が出張に要する費用の金額を設定している場合、

当該金額と2,000円を比較して少ない額を負担します。

出張費以外の実費（カット料など）は利用者負担です。

【事業者等の資格】

- 登録従事者は、店舗を有する事業所に属している方に限ります。
- 保健所に「出張理容届・出張美容届」の提出が必要です。

【事業者等の登録手続】

- ①市に東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録（新規・更新）申請書を提出します。
身分証明書用のカラー写真（縦 3.0 cm横 2.4 cm以内、上三分身（おおむね胸から上）のもの）と、理容師・美容師免許証等の写し（※更新の方は不要です）を添付してください。また申請書の中で、登録事業者等の遵守事項（※）についての確認をします。
- ②市より東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録決定・却下通知書を送付します。
その際に、登録従事者証を同封します。（登録番号、事業者名、従事者氏名等の記載された身分証明書です。）
- ③登録有効期間は3年以内です。
- ④更新手続
市より登録の有効期間が切れる前に、更新の御案内をさせていただきますので、東松山市訪問理美容業務事業者登録（新規・更新）申請書を提出してください。その際にはカラー写真の添付をお願いします。

【事業の流れ】

- ①【利用者】登録事業者一覧表より店舗を選び電話がきますので、日程などの調整をします。技術料なども、この時にお伝えください。
※サービス実施時には、ご家族の立会いをお願いしてください。
- ②【登録事業者】カット等が終わったら、出張費以外の技術料の支払いを受け、利用日を記載した利用券を1枚受け取ってください。
- ③【登録事業者】事業実施後の翌月10日までに、東松山市訪問理美容実施報告書兼請求書に利用券を添えて市に請求します。
※3月分の提出締切日については、別途定めますのでお問合せ下さい。
- ④【市】内容確認後、東松山市訪問理美容サービス事業支払額確定通知書を送付し、出張費を登録事業者へ直接支払います。

※【登録事業者等の遵守事項】

- ① 登録従事者は、事業実施に当たっては東松山市訪問理美容業務登録従事者証を携帯し、提示しなければならない。
- ② 登録従事者は、その身分を失ったときは、登録従事者証を直ちに市長に返還しなければならない。
- ③ 登録事業者及び登録従事者は、事業実施に際しては、関係法令及び出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日付け健発1004002号厚生労働省健康局長通知）に十分留意し、事業の中で生じた事故等について一切の責任を負うものとする。
- ④ 登録事業者及び登録従事者は、その事業実施において、訪問家庭に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。



【お問合せ先】 東松山市役所 高齢介護課

電話 0493-21-1406 FAX 0493-22-7731